

三田市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第13条)</p> <p>第2章 議案及び動議(第14条—第19条)</p> <p>第3章 議事日程(第20条—第24条)</p> <p>第4章 選挙(第25条—第33条)</p> <p>第5章 議事(第34条—第47条)</p> <p>第6章 発言(第48条—第64条)</p> <p>第7章 委員会(第65条—第77条の3)</p> <p>第8章 表決(第78条—第88条)</p> <p>第9章 請願(第89条—第95条)</p> <p>第10章 秘密会(第96条・第97条)</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第102条)</p> <p>第12章 規律(第103条—第110条の2)</p> <p>第13章 懲罰(第111条—第117条)</p> <p>第14章 会議録(第118条—第120条の3)</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場(第121条)</p> <p>第16章 議員の派遣(第122条)</p> <p>第17章 補則(第123条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第16条 省略 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>第18条～第72条 省略 (所管事務の調査)</p> <p>第73条 常任委員会がその所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第74条～第87条 省略 (表決の順序)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第13条)</p> <p>第2章 議案及び動議(第14条—第19条)</p> <p>第3章 議事日程(第20条—第24条)</p> <p>第4章 選挙(第25条—第33条)</p> <p>第5章 議事(第34条—第47条)</p> <p>第6章 発言(第48条—第64条)</p> <p>第7章 委員会(第65条—第77条の3)</p> <p>第8章 表決(第78条—第88条)</p> <p><u>第8章の2 公聴会及び参考人(第88条の2—第88条の8)</u></p> <p>第9章 請願(第89条—第95条)</p> <p>第10章 秘密会(第96条・第97条)</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第102条)</p> <p>第12章 規律(第103条—第110条の2)</p> <p>第13章 懲罰(第111条—第117条)</p> <p>第14章 会議録(第118条—第120条の3)</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場(第121条)</p> <p>第16章 議員の派遣(第122条)</p> <p>第17章 補則(第123条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第16条 省略 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>第18条～第72条 省略 (所管事務の調査)</p> <p>第73条 常任委員会がその所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第74条～第87条 省略 (表決の順序)</p>

第 88 条 省略

以下省略

第 88 条 省略

第 8 章の 2 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第 88 条の 2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 88 条の 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 88 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 88 条の 5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 88 条の 6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 88 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 88 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

以下省略